

令和元年7月18日

調査結果報告書

三田市行政監察員 村上英樹

通報受理日	平成31年4月22日	
通報の形態	・面接 ・郵便 ・電子メール ・FAX	(時 分～ 時 分)
通報者	・実名(※) ・匿名	所属部署
通報内容	三田市職員安全衛生規則では所属長の責務として職員の健康増進が掲げられているが、偏った職場の人員配置により、職場によっては過労死ラインほどの時間外勤務が毎年生じている。人員配置を考慮するうえでも時間外勤務については予見できたにも関わらず、人員の補充等もせず、何ら対応していないのは規則違反である。	
調査経過	<p>平成31年4月22日 公益目的通報を受理 同月23日 市長に公益目的通報受理報告書を提出 同日 事務局に調査依頼 6月10日 事務局より以下の資料受理</p> <ul style="list-style-type: none">・三田市職員安全衛生規則・安全衛生委員会の取り組み・長時間勤務者に対する産業医等の面接指導実施要領・働き方改革関連人事院資料・職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則、週休日等の振替実施要項・働き方改革における全庁統一の取組みについて・時間外勤務の状況等 <p>6月21日 事務局より以下の資料受理</p> <ul style="list-style-type: none">・市と労働組合との36協定 <p>7月10日 事務局より以下の資料受理</p> <ul style="list-style-type: none">・45時間超時間外人數（平成31年4月、令和元年5月） <p>7月18日 調査報告書提出</p>	

調査結果	別紙のとおり。
添付資料の内訳	なし
備考	

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。

別紙

調査結果

1 三田市職員安全衛生規則の定め

三田市職員安全衛生規則第3条1項によれば「所属長は、安全衛生に関する法令及びこの規則に定める事項を守り、職員の職場における労働災害の防止及び健康の保持増進に努めなければならない。」と定められている。

2 三田市における取り組み

三田市においては、安全衛生委員会を設置（同規則18条、労働安全衛生法19条1項）し、毎月1回の頻度で委員会を開催するほか、職場巡視、ストレスチェック研修、メンタルヘルス研修、産業医による定期健康診断結果の点検及び再検査等が必要な職員に対する勧奨、ストレスチェック実施等の活動を行っている。

また、同委員会では、長時間勤務対策として、毎月1回の委員会の際に時間外勤務状況報告を行い、長時間勤務にかかる産業医面接指導を行っている。時間外労働については削減目標を立てて、削減のための各種取り組みを行っている。

3 三田市における時間外勤務の状況

① 平成29年度

部署別の年間の時間外労働の1人平均時間数の実績によれば、24ある部署のうち、年間360時間を超える部署はなく、年間300時間以上360時間以下の部署が2部署あった。

月別・課別でみたときには、たとえば、税務課の4、5月、3月などは1月あたりの時間外勤務が100時間を超える者が6～8名程度あるなど、一部、特定の課において多忙な時期には長時間の時間外勤務が生じているという実態がみられた。

月あたり100時間を超える者の延べ人数は年間45名であった。

② 平成30年度

部署別の年間の時間外労働の1人平均時間数の実績によれば、24ある部署のうち、年間360時間を超える部署はなく、年間300時間以上360時間以下の部署もなかった。

月別・課別でみたときには、たとえば、税務課の4月、選挙管理委員会が属する行政院会事務局の3月などは1月あたりの時間外勤務が100時間を超える者が複数あるなど、一部、特定の課において多忙な時期には長時間の時間外勤務が生じているという実態がみられた。

月あたり100時間を超える者の延べ人数は年間16名であった。

③ 平成31年（令和元年）度

4、5月の実績が既に出ており、4月は税務課7名が、5月は学校給食課2名が時間外勤務100時間超となっている。

4 結論

以上からすれば、三田市における職員安全衛生規則等の遵守状況は次の通りと評価される。

① 職場の人員配置については、上記3の実績にもみるとおり年間を総合した時間外労働時間が極端に長い部署はないことから、特に偏りがある状況とはいえない。

② 確かに、税務課等の特定の部署において、一定の時期には多忙となり、月あたりの時間外労働が1人あたり100時間を超える状況も発生している。

ただし、これに対しても、削減のための取り組みが継続されており、平成29年度と平成30年度を比べても改善されつつあることが伺える（平成31年・令和元年度は始まったばかりであるから評価が難しい）。

③ また、一定の基準以上の時間外労働をしている者に対して、産業医による面接指導もなされている。

④ 以上からして、三田市においては労働安全衛生法及び三田市職員安全衛生規

則の要求する職員の健康への配慮がなされていると評価される。

ただし、現在でも、1月あたりの時間外勤務が100時間を超える者、及び、80時間を複数ヶ月続けて超える者などが未だ複数いる。

その内容をみれば、特定の部署の特に多忙な時期に限定されているとはいえ、そうであっても当該職員にとっては健康被害が発生するリスクがあることに変わりはないから、引き続き、さらなる時間外勤務の削減への取り組みを続けていく必要がある。

以上